

[事案 27-171] 損害賠償請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、個人年金保険料税制適格特約について募集人から何ら説明を受けなかったことを理由に、当該特約を付加しなかったことに伴い、申立人に発生した損害額の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 4 月に契約した個人年金保険について、契約の際、募集人から個人年金保険料税制適格特約について何ら説明を受けておらず、仮に、説明を受けていれば、当然に付加していたことから、申立人に発生した損害は、保険会社の説明義務違反に基づくものであるので、損害額を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

「ご契約のしおり 定款・約款」や当時契約者へ手交されていたパンフレットには、当該特約の概要や付加に伴うメリット・デメリット、また付加のための適格要件が記載されており、保険会社としては書面での説明はなされているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。なお、契約時の募集人は退職しており、事情聴取が出来なかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は説明義務を果たしていると解されると認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

